

## せん孔爆破における安全装薬量決定方法事件

[ 判決のポイント ]

[ 事件の表示、出典 ]

H16.11.15 東京高裁 平成15(行ケ)第425号、最高裁HP

[ 参照条文 ] 36条4項

[ キーワード ] 記載不備

1. 事実関係

(1) 原告は、下記特許出願の出願人である。

本件は、下記特許出願に対してなされた特許法第36条4項および5項を理由としてなされた拒絶審決に対する審決取消訴訟である。

請求項1の内容

「1自由面における集中装薬爆破において、

W：装薬の表面と自由面との間の最短距離（最小抵抗線）

D1、D2：せん孔間隔長ただし、 $D1 = D2$

V：破壊岩盤体積（ $D1 \times D2 \times W$ ）

L：装薬量（ $k \times V$ ）

k：破壊岩盤単位（ $L / V$ ）または安全係数

としたとき、

$(D1 = D2) = W$ 及び $(D1 = D2) < W$ の場合に、

安全装薬量Lの値を

$L = k \times V$

で算定し、

$(D1 = D2) > W$ の場合には、 $(D1 = D2) = W$ の値に換算して、安全装薬量Lを算定すること、

を特徴とするせん孔爆破における安全装薬量決定方法。」

(2) 原告および被告の主張(36条4、5項についてほぼ同じ内容の議論)

・被告の反論(拒絶審決の理由)

安全装薬量 $L$ を算定するためには、破壊岩盤体積が重要な意味を持ち、破壊岩盤体積を考慮しない装薬方法の算定方法は技術的に無意味である。

しかるに、本願出願によれば、 $(D1 = D2) > W$ の場合には、 $(D1 = D2) = W$ の値に換算して、すなわち、 $L = kW^3$ で安全装薬量 $L$ を算定するので、同一の装薬量( $L = kW^3$ )によって破壊される岩盤の体積 $V$ があるときは $W^3$ より大であったり、あるときは $W^3$ に等しかったりするので不合理である。

・原告の主張(取消理由1, 2)

本願特許は、破壊岩石体積を求める発明ではない。

本願特許は、 $(D1 = D2) > W$ の場合には、飛石が生じるのを防止するため、 $(D1 = D2)$ の値を $W$ に換算して、安全装薬量 $L$ の値を $k \times (D1 \times D2 \times W)$ ではなく、 $kW^3$ から算定しようとするものであって、実際に破壊される岩盤の体積は、本願発明とは何ら関係がない。したがって、被告の上記主張は、本願発明の本質とは関係のない問題を指摘するものであって、失当というべきである。

2. 判旨

(1) 判決は取消理由2(36条4項)について以下のように判断し、拒絶審決を支持した。

(2) 明細書に記載された安全係数に関する記載は、何の技術的評価も生じさせず、安全係数 $k$ の技術的意義に関する記載としては格別の意味を持たない。明細書の記載からは、安全係数 $k$ の技術的意義、特に、安全範囲とされる $0.25 \sim 0.45$ との数値が、どのようにして導き出されたのか、その技術的な根拠は不明である。

(3) たとえ、 $(D1 = D2) > W$ の場合において $(D1 = D2) = W$ の値に換算するとの本願発明を採用したとしても、本願発明が目的とする安全な発破を行うことができなくなるおそれがあることは自明である。

( 4 ) 従って、当業者が「容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載し」たものとは認められない。

### 3 . 検討

( 1 ) 当業者が「容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載し」の要件について

弁理士 鈴木 守

本件出願の経緯

- ( 1 ) 平成 4 年 1 2 月 3 1 日 特許出願
- ( 2 ) 拒絶査定
- ( 3 ) 平成 1 1 年 3 月 1 7 日 拒絶査定不服審判
- ( 4 ) 平成 1 3 年 7 月 1 7 日 拒絶審決 ( 1 次審決 )
- ( 5 ) 平成 1 3 年 9 月 5 日 審決取消訴訟
- ( 6 ) 平成 1 4 年 1 1 月 2 5 日 取消審決
- ( 7 ) 平成 1 5 年 2 月 1 2 日 拒絶理由通知
- ( 8 ) 平成 1 5 年 4 月 2 2 日 手続補正書
- ( 9 ) 平成 1 5 年 7 月 2 9 日 拒絶審決 ( 本件審決 )